



憲法は、国が国民と交わした約束です。

日本国憲法第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

札幌で孤立死 電気もガスも止められ 40代の姉と知的障がいを持つ妹

1月20日、札幌市白石区で、痛ましい孤立死が見つかりました。2月11日のJNN系列「報道特集」で放送されていましたのでご覧の方もおられるでしょう。40代の姉妹が自室で死亡、姉は死後1ヶ月、知的障がいのある妹は死後1～2週間経過。姉は妹の介護が必要となり仕事をやめ、妹の障がい者年金と短期のアルバイトで暮らしていました。2010年6月から3回、白石区役所に生活保護の相談に行き「妹の具合が悪く働けなくなった」と話したが、生活保護申請はしなかった。発見時、料金滞納で電気やガスは止められていた。妹は、姉の死後飢えと寒さで死亡したと警察は見ています。

行政・電気・ガス会社は、姉妹の暮らしにもっと想いをめぐらせられなかったのでしょうか

私はこの放送を見て、行政がもっと踏み出し、生活保護を受けるようにしていたら、こんな悲劇は起きなかったと強く思いました。今回のケースでは相談を聞けば、申請があるのを待つまでもなく生活保護の支給を開始するのが行政の務めだと思います。法的にも、日本国憲法第二十五条の理念に基づく生活保護法第七条は、急迫した状況のときは申請がなくても必要な保

護ができると明記されているのですから。

北海道でこの時期に、電気とガスという「ライフライン」を止める、金の無いものは「凍死しろ」ということでしょうか。電気会社やガス会社は、人命をなんと心得ているのかと怒りがこみ上げてきます。

厚生労働省は今年7日、昨年11月時点の全国的生活保護受給者は207万9761人となり、5カ月連続で過去最多を更新したと発表しました。前月比7837人の増加。受給世帯も150万7940世帯で過去最多を更新しました。東日本大震災の被災地で延長されていた失業手当が今年1月から切れ始めていることもあり、厚労省は今後も増加傾向は続くともみえています。

この現状にもかかわらず、財政危機だから、国も自治体も生活保護受給者を減らそうとする空気が、姉妹の悲劇を引き起こしたのではないかと。憲法25条の約束を、国・自治体は誠実に守れと心から訴えたい。

こんな悲劇は二度とおこさない

みなさんお願いします。お困りのことございましたら、遠慮なさらずご相談ください。

市民ネット杯 第3回新春ボウリング大会終了

2月12日(日)岡山フェアレーンにて行い、総勢100名を超える参加者で盛り上がりました。

議員ごとに精鋭(?)5名を選出した団体戦と個人戦で豪華賞品獲得めざしての真剣勝負。

果たして結果は…!?

団体戦

優勝	高橋雄大チーム	参加して下さいましたみなさん、ありがとうございました。次回まで、ボウリングの腕を磨いておいて下さいね(*^_^*)
準優勝	井本文博チーム	
3位	羽場頼三郎チーム	
4位	森山孝治チーム	
5位	鬼木のぞみチーム	
6位	長井孝介チーム	
7位	下市このみチーム	

下市このみ事務所からのお知らせ

▼2月22日(水)～3月21日(水)

2月定例市議会

▼2月28日(火) まちづくり～おしゃべりネット♪

10:00～ 下市このみ事務所

ご案内

■コミュニティカフェ 高屋みんな堂

毎週水・木・金 12:00～13:30 (オーダーストップ13:00)

ランチ300円(コーヒー付き)

■野菜市

毎週水曜日 10:30～

労働相談なんでもライン / TEL&FAX 086-270-5350 / 相談無料・秘密厳守